

防犯連絡所の設置とその運営について

(昭和48年刑防1084号)

第1 制度改訂の趣旨

防犯活動は、警ら、防犯指導等直接的な警察活動と地域住民の自主的な民間防犯活動とがあいまつてこそ、その効果が期待できるものである。

連絡所制度については、昭和42年4月旧例規により県防連および単位防連の協力を得て現在県下に2,273か所の設置をみ、その活動も

昭和47年中の通報数 6,756件

と過去最高の実績を示しているが、なお個々の実態をみると、地域における自主防犯活動の拠点として検討を要する問題点も少なくなかつたため、その組織的活動について検討を加え、これを県防連および単位防連の継続事業とする等必要な改訂を行ったものである。

第2 制度改訂の要点

1 連絡所の設置運営主体が単位防連となつた。

連絡所の設置運営の主体が単位防連とし、県防連および警察は、その指導育成にあたることとなつた。

2 連絡所の組織母体と性格が明確にされた。

従来不明確であった連絡所の組織母体を単位防連とし、地域住民の自主防犯活動の拠点である民間防犯組織としての性格が明確にされた。

3 連絡所の設置基準が改訂された。

従来200世帯に1か所の基準であったものが自治会単位に改められた。

4 防犯指導員の選任

連絡所の責任者として防犯指導員(以下「指導員」という。)を置くこととし、その選任は、自治会長が所管区勤務員と協議して単位防連会長あて推せん書を提出する。

その推せんに基づいて単位防連会長と警察署長が協議のうえ選任し、単位防連会長が委嘱することとなつた。

5 ブロック編成とセンター連絡所の設置

連絡所相互間の連けいを強め、組織活動の実を挙げるため、駐在所または交番単位に連絡所のブロック編成を行い、その統括連絡所としてセンター連絡所を置くこととなつた。

6 連絡所の任務と活動が明確にされた。

地域住民に密着した連絡所活動の実を挙げるため、防犯常会の開催、防犯情報の提供、自主防犯活動の実施等その任務と活動が明確にされた。

7 連絡所の指導と育成についての県防連と単位防連の役割が明確にされた。

第3 制度運用にあたっての留意事項

連絡所の組織活動が地域に密着して効果的に展開されるよう次の諸点に

留意し、積極的に協力支援を行うこと。

1 防犯情報の積極的提供

地域における事件事故の実態を分析し、それを身近な広報素材として資料化し、提供する。

2 自主防犯活動への協力

自主防犯診断、自主パトロールなど自主活動に協力し、活動効果を高める。

3 指導員に対する指導連絡の強化

(1) 指導員の委嘱にあたっては、連絡所の設置目的、任務、活動要領等について十分指導するとともに、単位防連と協力して随時連絡会議等を開催し、活動効果を高める。

(2) 所管区勤務員は、警ら、巡回連絡その他各種の勤務を通じて月平均2回以上所管区内の連絡所に立ち寄り、各種の連絡と活動の指導を行う。

(3) 所管区勤務員以外の警察官は、街頭活動の機会において、努めて連絡所に立ち寄り、連絡と指導を行う。

4 連絡所制度についての教養

所属職員に対し連絡所制度および連絡所との指導連絡ならびに通報連絡事項の受理、処理要領等について指導教養を徹底する。

5 表彰

指導員の活動意欲の高揚を図るため、賞揚に努めるとともに、防犯上特に功勞の認められる指導員があつたときは、本部長あて表彰上申をする。

第4 連絡所の設置と指導員の選任

1 連絡所の設置

(1) 趣旨

連絡所は、従来200世帯に1か所の基準で設置していたが、その設置基盤なり活動の場が不明確であった。

そこで、連絡所の性格を

「単位防連を母体とした地域住民の自主防犯活動の拠点とする」

と明確にし、その設置基準もおおむね

一般住宅地域においては、自治会単位ごとに1か所

新興住宅地、団地等においては、管理責任主体または自治会単位ごとに1か所

とされた。

このことは、従来孤立的であった連絡所活動を自治会活動を通じ、地域住民の自主防犯活動の身近な拠点として、その効果的組織活動を図ろうとする趣旨である。

(2) 作業

昭和48年6月1日現在の県下における自治会組織は、6,507の多きに達している。

このすべてについて連絡所を設置することが理想ではあるが、それぞ

れの地域特性もあるので、連絡所の再編成にあつては必ずしもこの基準にこだわることなく、地域の実情を考慮し、単位防連ならびに各自治会等と協議して効果的な設置場所を検討し、おおむね12月末までにその再編成を完了すること。

2 指導員の選任

自治会を場に真に実施活動の期待できる適格者を選任するため、その人選基準および選任の方法が明確にされた。

選任については、自治会長が所管区勤務員と協議して適格者を選定し、防犯指導員適格者推せん書（以下「推せん書」という。）によって単位防連会長あて推せんすることとされた。

このことは、自治会長と管内実態に通ぎようし、連絡所との第一次的接点である所管区勤務員に第一次選定をゆだねることによつて地域に密着した連絡所活動の効果的運営を期待する趣旨である。

以上の選定によつて指導員適格者の推せんを受けた単位防連会長は、所轄警察署長と協議してこれを指導員として選定し、委嘱することとなるが、これら一連の事務手続は、次によつて行うこと。

(1) 所轄区勤務員による副申

自治会長と協議して指導員適格者を選定した所管区勤務員は、防犯指導員適格者副申書（別記第1号様式）に所要事項を記載し、当該自治会長の推せん書を付して警察署長あて副申する。

(2) 部内調整

警察署長は、連絡所の全署的運営を期するため、前記の副申に基づき部内各課（係）の意見を総合し、単位防連会長と協議し、選任する。

第5 活動記録等の整備と報告

連絡所（指導員）の活動実態と指導状況をは握し、効果的活動に資するため、記録の作成と報告を行うものとする。

1 連絡所（指導員）名簿

連絡所を設置した場合は、防犯連絡所（指導員）名簿（別記第2号様式）を作成し、警察署における台帳として整理保管すること。

2 防犯連絡（通報）記録簿

連絡所からの自主活動および各種事件事故の通報連絡があつたときは、防犯連絡所活動状況（通報）記録簿（別記第3号様式）に記録し、処理状況を明らかにしておくこと。

3 活動状況報告

連絡所活動の実態については、防犯連絡所（指導員）活動状況報告（別記第4号様式）により、毎翌月10日までに本部生活安全企画課あて書面報告すること。